

「第2章 各主体の権利、役割及び責務」の評価

第4節 事業者

（事業者の役割）

第10条 事業者は、社会的責任を自覚し、地域社会の一員としてまちづくりに寄与するものとします。

討 議 員 か ら の ご 意 見	参 考 考	第3回市民討議会での討議内容
<p>事業者の社会的責任とは具体的にいうとどういうことなのか。 雇用の場、物資の生産、物資の供給、活性化のシンボル(財政的、街並と景観)・・・</p>	<p>(「事業者の社会的責任とは具体的にいうとどういうことなのか」というご意見に対する鍛冶先生からのコメントを以下に掲載します。) たとえば、マンションや大規模施設の建設に際して、事業者は施設建設計画について小諸市の「まちづくり」に関する諸規定を誠実に遵守する責任があるということです。 他の例を挙げるとすれば、たとえば、産業廃棄物処理施設の運営に際して、国や県、および小諸市の規制基準を遵守するのみならず、「まちづくり」において求められれば、市民に必要な情報を公開する責任があるということです。</p>	
<p>事業者は、地域によって違いはあるが、ほとんどは協力的である。 区費、寄付金など一般区民より負担が多い。住んでいる地域でも、住民として区に加入していれば、二重に負担する人もある。 さらに地域の美化運動など、独自に行動している。</p>		
<p>改正意見 文言に「積極的」を入れて、企業の社会的責任を、より強調してはいかがでしょうか。</p>		